

カナダの年金制度

高山 憲之

■ 要約

カナダの公的年金は2階建ての給付構造となっている。1階の基礎年金は一律定額の給付であり、税方式で運営されていた。財政危機の中で1989年からインカム・テストが導入されたものの、高齢者のうちの5%に相当する高所得者のみが基礎年金の減額対象となっているにすぎない。他方、低所得の年金受給者には別途、補足年金が上乘せされている。2階の所得比例年金は自営業者にも適用され、保険料負担のさいに基礎控除が認められるなど、日本の制度との違いも少なくない。また保険料賦課対象の賃金上限は平均賃金に等しく、日本のそれよりかなり低い。保険料は税金とともに国税庁が一体徴収している。賦課方式で財政は運営されているものの、近年、事前積立の強化が図られた。年金保険料は2003年以降、9.9%の水準で長期固定される予定である。なおカナダでは私的年金の役割が比較的大きく、1998年時点で高齢者が受給している年金給付総額の43%を占めていた。

■ キーワード

カナダ、年金、2階建て給付、インカム・テスト、補足年金

1. はじめに

カナダの公的年金は日本と同様、2階建てとなっている。すなわち1階が基礎年金、2階が所得比例年金である。

他のOECD加盟国と同じように、カナダも人口構造の高齢化や経済成長率の低下が進むなかで年金財政不安が高まり、1980年代の後半以降、制度の見直しがあいついで断行された。1階部分については基礎年金にインカム・テストを導入した1989年の改革（いわゆるクローバック・システムの導入）が重要である。2階部分は1997年に包括的改革が行われ、事前積立の加速と強化が図られた。その結果、2003年に年金保険料は労使込みで9.9%となり、それ以降、年金保険料を引き上げなくても年金財政は長期的に安定する見通しとなったとカナダ政府は言明している。

なお1階部分は1996年の政府改革案では抜本

的に見直す（Seniors Benefitへの全面衣替え）ことになっていたが、1998年7月末にその改革案は撤回された。

人口3100万人を擁するカナダは隣りに位置する超大国アメリカの動向に左右される部分が少なくない。ただ、こと年金をはじめとする社会保障の分野では自助努力を重視しつつもアメリカと違って社会連帯意識も強く、社会的な安全ネットが、それなりに厚目に張られている。本稿では今日におけるカナダの年金制度に着目し、そのうち老齢年金制度の概要を説明することにする¹⁾²⁾。

2. 1階部分：Old Age Security (OAS)

2.1 沿革

カナダでは1927年にOld Age Security Actが施行され、ミーンズテスト付きの基礎年金（月額1人20カナダ・ドル。以下、単にドルと表記する）が州

政府の責任(財政負担を含む)において導入された。当初の受給開始年齢は70歳であった。

1952年にいたり、基礎年金制度に関する大改革が行われた。まず、給付はミーンズテストがはずされ、普遍的給付となった。金持ちの老人であっても給付は減額なしで受けられるようになったのである。さらに財政責任は州政府から連邦政府へ移り、一般財源で給付は賄われることになった。

1965年に受給開始年齢は引き下げられ、65歳から基礎年金を受給することが可能になった。そして1972年からスライド制が導入され、基礎年金給付は消費者物価(CPI)にスライドされるようになった。なお1973年から年金スライドは年1回ではなく年4回(4半期ベース)となっている。

1989年には、いわゆるクローバック・システムが導入された。連邦財政は赤字に悩まされており、その赤字克服の一環として高所得の年金受給者については基礎年金給付の一部を減額することになった。すなわち基礎年金給付込みの所得が年間で5万ドルを超える年金受給者については翌年の所得申告のさいに基礎年金給付の一部または全額を連邦政府に戻すことにしたのである。そのような措置によって連邦政府は高所得者から税金を取り戻す(claw back)ことになった。

2.2 現行給付の概要

OASは国内居住要件を満たす者に対して65歳

から支給される。すなわち18歳以降、少なくとも40年以上カナダに居住していることが満額受給のための要件となっている。また最低で10年間、カナダに居住していないとOASは受給することができない(国外居住のカナダ人はカナダに最低20年間居住した経験がないとOASを請求することができない)。40年未満のカナダ居住者には不足分1年につき1/40の減額つきでOASは支給されている。なお65歳以降、在職していてもOASは原則として減額されない。また2階部分の所得比例年金への加入の有無にかかわらず(たとえば若いときから専業主婦であっても)OASは受給することができる。OASは毎月、月末に各人の金融機関口座に振り込まれる(月払い。なお給与は月2回払いが一般的である)。OASは全額が課税所得扱いである。

OASは個人単位の年金である。2001年当初のOASは月額433.52ドル(円換算値で約3万6200円強³⁾)、年額5202.24ドルであった。2000年の個人所得(OAS込み)が年間で5万5309ドル以下であればOASは減額されない。OAS込みの所得が年間で5万5309ドルを超えると、超過所得1ドルにつき15セントだけ2001年分のOASが減額される(限界税率は15%)。このときOAS込みの個人所得が8万9948ドル超の人にはOASは支給されない(図1参照)。

高所得が理由でOASが減額となっている者は年金受給者の約5%にすぎない(そのうち2%は

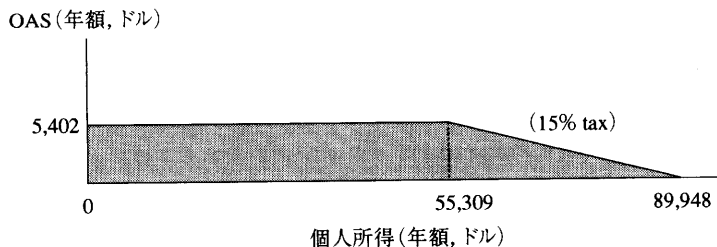


図1 OAS (2001年)

OASを全額、政府に払い戻している)。インカム・テストはきわめて寛大なものとどまっている。

なお私的年金への税制優遇措置により高所得者ほど高い恩恵を受けている(後述参照)。その恩恵をも考慮に入ると、税による高齢者への給付や恩恵はほぼ普遍的(universal)に与えられていると考えるべきだろう。

2.3 補足年金給付等(GIS, SPA)

カナダの基礎年金水準は最低保障所得(いわゆる貧困線所得)と比べると、かなり低い。ちなみに2001年の最低保障所得は単身高齢者(人口50万人以上の大都市居住者)の場合、年間1万8829ドルであったので、基礎年金の水準はその3割にも満たない。そのような傾向は制度発足当初から変わっていない。

低所得の年金受給者に対する施策はOASの水準引き上げとは別の方法で講じられた。すなわち世帯単位でインカム・テストつきの補足年金給付(Guaranteed Income Supplement, GIS)や配偶者手当(Spouse's Allowance, SPA)等が支給されている。財源はいずれも一般財源(税)である。

GISは1967年に創設された。OASだけでは手許不如意となっている低所得の年金受給者のみが受給できる給付である。GISは65歳以上のOAS受給者に限定されている。支給額は配偶者がいるかないかによって、また世帯所得の大小によってそれぞれ異なる。

図2と図3は例示のために用意したものである。図2は単身のOAS受給者(死別や離別を含む)に適用されるGISを示している。2001年におけるGISは最大で月額526.08ドル(約4万4000円弱)、年額6312.96ドルであった。GISはOAS以外の所得があると減額(所得1ドルにつき50セント減額)される。減額は限界所得税率50%に相当している。したがってOAS以外の所得が年間で1万2625.96ドル以上あるOAS受給者にはGISは支給

されない(単身の場合)。

図3は夫婦ともにOAS受給者の場合である。この場合、2001年時点におけるGISは最大で月額1人342.67ドル(2人分で月額685.34ドル、約5万7300円弱)、年額1人4112.04ドル(2人分で8224.08ドル)であった。OAS以外の所得が夫婦合計で1ドルふえるごとに夫婦合計のGISは5セントずつ減額される(50%限界税率)。したがってOAS以外の所得が夫婦合計で1万6448ドル超になるとGISは支給されない⁴⁾。

GISの減額は世帯ベースでみるかぎり単身者も夫婦世帯もいずれも限界税率50%であり、変わりがない。ただ、夫婦世帯の場合、夫または妻に着目すると限界税率は25%になっている(図3参照)。

SPAは1975年に創設された。SPAは60~64歳のカナダ居住者のうち低所得に悩むOAS受給者の配偶者ないし未亡人・寡夫に支給されるインカム・テストつきの年金手当である。SPAを受給するためにはカナダに18歳時から10年以上居住していなければならない。2001年時点における未亡人用SPAは月額822.47ドル(約6万8700円強)、年間9870ドル弱であった。年間所得が6720ドル以下の場合、所得増1ドルに対してSPA75セント減額となる(限界税率75%)。年間所得が6720ドル超になると、所得増1ドルに対してSPA50セント減額となる(50%限界税率)。年間所得1万6380ドル以上の人にはSPAは支給されない(図4参照)。

OAS受給中の人の配偶者が60~64歳で、かつ世帯所得が低い場合には、その配偶者に対して最大で月額785.33ドル(2001年)のSPAが支給される。そのSPAはOAS以外の世帯所得が年間2万3568ドル超になると支給されない。

SPA受給者が65歳に到達すると、給付はOASやGISに切りかえられる(未亡人・寡夫の場合は別途、加給の遺族手当が支給される)。

GISやSPAをOASに加えても、その合計額は最低保障所得の水準には届かない。ただ、高齢者の

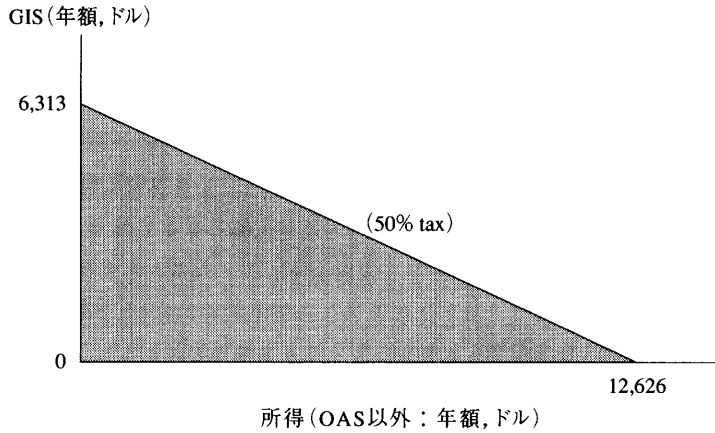


図2 GIS (単身の場合: 2001年)

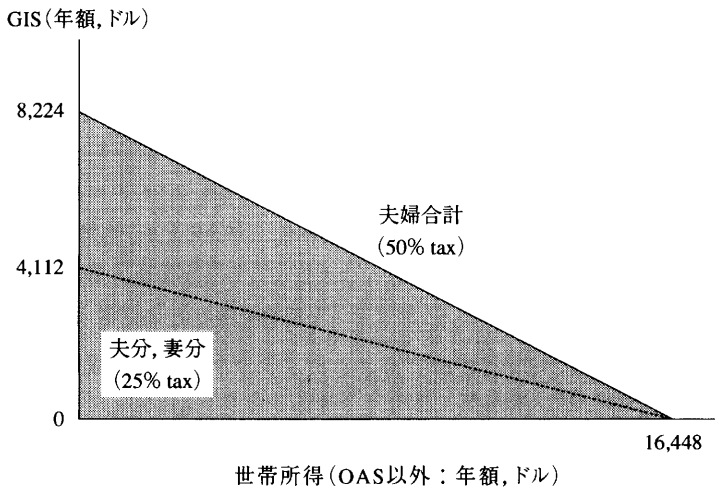


図3 GIS (夫婦世帯の場合: 2001年)

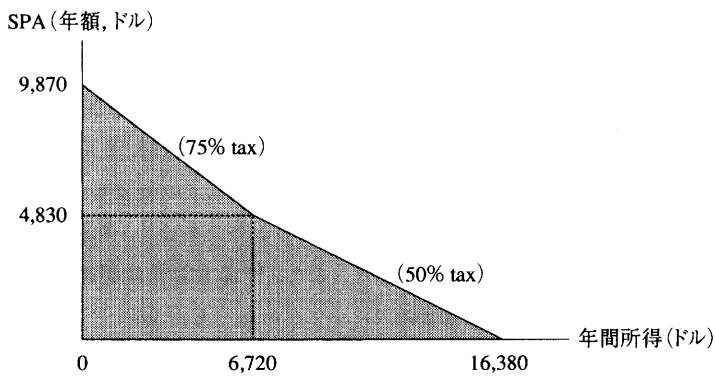


図4 SPA (60歳代前半の未亡人の場合: 2001年)

貧困者比率は現在5%未満であり、世界の主要国の中ではカナダのそれは最低のグループに属している。

なおGISやSPAは全額が非課税所得扱いである⁵⁾。

3. 2階部分：Canada Pension Plan (CPP)

3.1 沿革

カナダの所得比例年金(CPP)は給付建ての年金であり、保険料と運用収入の2つを財源とする社会保険方式に基づく年金である。この制度は1965年に創設され、1966年1月から施行されている。ケベック州のみ独自のQuebec Pension Plan (QPP)を有しているが、CPPとQPPは完全通算を行っており、制度内容もほぼ同一である。以下、CPPについて解説する。

CPPは今日まで、改正を繰り返してきた。1986年までにスライド制や離婚・別居時の年金分割(credit splitting、選択制)が導入され、老齢年金受給要件から退職要件もはずされた(65歳以上の場合)。さらに在職していても老齢年金は減額なしで受給できるようになった。また7歳未満の子供を養育していた場合、低賃金ないしゼロ賃金だった期間(養育期間)はその者の給付額の算定のさいに除外することになった。この措置によって子育て経験のある女性の年金は改善された。

1987年には年金受給開始年齢(基準は65歳)の繰り上げや繰り下げが弾力的に認められるようになった。また離別していない夫婦間の年金分割(pension sharing)が選択制により認められるようになったのも1987年であった。年金分割を選択すると婚姻期間中の夫婦の賃金は合算され、合算賃金の2分の1が夫婦それぞれの年金算定用賃金として用いられる。

直近の大改正は1997年に行われ、1998年から施行されている。事前積立の強化が図られ、年金積立金の運用方法も抜本的に改められた。

3.2 現行制度の概要

CPPは18歳以上70歳未満のほとんどすべての賃金労働者に例外なく適用される。70歳に到達すると、どんなに高額の賃金を稼いでいてもCPPは適用されず、年金保険料の支払いは求められない。なお在職のままCPPから障害年金や老齢年金を受給している者も年金保険料は拠出しない。

自営業者の場合、事業経費を除いた事業所得のみが賃金相当とみなされ、CPPが適用される。利子・配当・家賃・地代収入等の財産収入や財産売却等に伴う一時所得は年金保険料算定のさいには考慮されない。

年金保険料は、保険料賦課対象賃金(pensionable earnings, PE)が賦課ベースとなっており、その上下限は年間ベースで与えられている。下限は3500ドル(年間賃金で約29万円強)であり、1997年以降、凍結されたままである。この凍結は今後とも続けられることになっている。他方、上限は2001年時点で3万8300ドル(年間賃金で320万円強)であった。この上限は製造業の平均賃金にほぼ等しい。上限額は毎年1月に賃金スライドされている。日本の厚生年金と比べると、カナダの上下限はかなり低いのが特徴である。

年金保険料は労使折半で負担されている。自営業者は労使負担の合計額を拠出する。

年金保険料は過去、段階的に引き上げられてきた。その引き上げスピードが1997年以降において加速され、2003年には9.9%となる。2004年以降の年金保険料引き上げは今のところ、いっさい予定されていない(表1参照)。

年金保険料負担額の計算方法は日本と若干、違っている。年間賃金(AE)、PEの下限(MIN)、PEの上限(MAX)、保険料率(100%)が与えられると、年金保険料負担額(C)は

$$C = 0, \text{ AEがMIN以下の場合、}$$

$$C = t \times [(AE) - (MIN)], \text{ MIN} < \text{AE} < \text{MAXの}$$

場合、

表1 CPPにおける保険料率の推移(労使込み、%)

年	保険料率	年	保険料率
1966	3.6	1995	5.4
87	3.8	96	5.6
88	4.0	97	6.0
89	4.2	98	6.4
90	4.4	99	7.0
91	4.6	2000	7.8
92	4.8	01	8.6
93	5.0	02	9.4
94	5.2	2003以降	9.9

$C = t \times [(MAX) - (MIN)]$ 、AEがMAX以上の場合となる。

すなわち保険料負担のさいには賃金に基礎控除(basic exemption)が適用され、その基礎控除額はMINに等しく設定されている。基礎控除(実際には定額の保険料控除)の適用により、低賃金労働者ほど年金保険料が実質的に大きく軽減される⁶⁾⁷⁾。ただ、その分、見かけ上の年金保険料を高目に設定する必要がある。

年金保険料はカナダの国税庁が税金とともに一体徴収している。

事業主分の保険料負担は全額が損金算入される。一方、本人分の保険料負担はその17%が所得税において所得控除の対象になっている。

老齢年金給付は最高で生涯平均賃金の25%である。基準となる拠出期間は47年(18歳以降65歳まで)であるが、子供(7歳未満)の養育期間や失業・大学就学等により無所得や低所得になった期間(加入期間全体の15%まで)は生涯平均賃金算定のさいに除外される。その分だけ生涯平均賃金は高目に算定されることになる。

拠出期間が10年未満の者にCPPの老齢年金は支給されない。また拠出期間が47年に満たない者はその分だけ給付が減額される。

基準の年金受給開始年齢は65歳であるものの、

60～70歳の間で自由に受給開始年齢を選ぶことができる。繰り上げや繰り下げに伴う減額率・増額率は同じであり、1カ月につき一律0.5%(1年あたり6%、5年で30%)である。60歳受給開始の場合は30%減額となり、これは日本の繰り上げ減額率と変わりがない(昭和16年4月2日以降に生まれた者)。CPP年金を繰り上げて受給するためには受給前に退職していること、あるいは受給前月の給与が月額で775ドル(約6万4800円弱、2001年)未満であること、が要件となっている。この給与額775ドルはCPP老齢年金の最高月額に等しい⁸⁾。繰り上げ受給後はCPPへ保険料を拠出することができない。また繰り上げ受給に伴う減額は一生つづく。ただ、いったん老齢年金を受給しはじめると、その翌月から高い給与を稼いでもCPPの年金給付額は影響を受けない。なお繰り下げ増額率は日本の方が若干高い(1カ月につき0.7%)。

加入者の年齢が30歳以上になると、CPPの年金給付がどの程度になるかを毎年、本人に通知している。その金額は、年々のCPP保険料賦課対象賃金額およびCPP保険料納付額を知らせる“Statement of Contributions”という通知の中に記載されている。通知は日本の社会保険庁と厚生労働省年金局が一体となったような機関(Human Resources Development Canada)から送付される。

CPPの平均受給開始年齢は現在、62歳である。繰り上げ受給を選択している者が多い。これは企業年金による早期退職促進によるところが大きい。

財政方式は部分積立を含む賦課方式が基本的に維持されている。ただ、完全賦課方式のもとでは2030年段階で保険料を14.2%まで引き上げる必要があると見込まれていた。1995年の保険料は5.4%であったため、それは2.6倍の保険料引き上げに相当する。そのような引き上げに対しては当然のことながら強い懸念が示された。そのような保険料の引き上げは世代間でみて不公平であり、かつ「雇用に対する税金(tax on jobs)」の課税強化

を意味するという批判である。そのような中でカナダ最大の英字新聞グローブ・アンド・メール紙(Globe and Mail)はCPPの廃止と完全民営化を主張するにいたっていた。

過激な年金民営化案はさすがに政治のテーブルには一度も乗らなかったものの、CPPにおいて事前積立を強化し、ピーク時の保険料率を可能なかぎり低くすることには大方の賛同が得られた。その結果、従来、1年間に0.2ポイントずつ引き上げていた年金保険料を1997年と1998年にはそれぞれ0.4ポイント、1999年には0.6ポイント、2000年からの3年間は1年間にそれぞれ0.8ポイントずつ、そして2003年には0.5ポイント、引き上げることにした。

1996年の年金保険料と比較すると2002年の年金保険料は3.8ポイントのアップとなっている。6年間における3.8ポイントの保険料引き上げはかなり急激なものである。なぜ、このような急激な引き上げが政治的に合意されたのか。この間、カナダ経済は総じて堅調であり、失業率も低下傾向にあった。賃金上昇、失業保険料(1990年代の後半はCPPの保険料とほぼ同水準であった)の引き下げ、所得税の大減税等が同時進行しており、現役労働者の手取り所得は年金保険料引き上げにもかかわらず総じて実質的に増大していたからである。

CPPの将来がどうなるかは基本的な想定どおりに現実が推移するかどうかに左右される。直近の2000年12月再計算時の想定は次のとおりである。まず合計特殊出生率は1.64、平均寿命は男性が76.2年(2000年)から78.8年(2025年)、女性が81.6年(2000年)から83.2年(2025年)へとそれぞれ伸長する。失業率は6.5%、物価上昇率は年3.0%、賃金上昇率は年4.1%、運用利回りは年6.8%である。賃金は実質で年1.1%、利回りは実質で年3.8%を意味している。

以上のような想定のもとでCPPの積立金は増えつづけ、15年後には年間総給付額の5倍強の規模

に達すると見込まれている。また年金保険料の引き上げは2004年以降、長期的にいっさい不要であると政府は言明している。

年金積立金は従来、各州の発行する地方債の購入のみに充てられていた。地方債は市場性がなく利回りも相対的に低かった。その運用規定が1998年から大幅に変わり、企業年金と同様、国内株式や外国債・外国株式の購入も含めて運用先の弾力化が図られている。地方債の購入も認めている一方、その利回りは市場金利連動型となった。地方債の運用利回りは今後、長期的に年6.5%(実質3.5%)と見込まれている⁹⁾。

CPPの年金積立金はCPP Investment Boardの下で管理・運用されている。この機関は政治からの独立を保障された、政府100%出資の株式会社である。政府は予算や人事を間接的にコントロールするだけであり、実質的な運営は民間の運用会社に準じている。これまでの運用利回りは1998年が5.0%、1999年40.1%、2000年がマイナス9.4%であった(いずれも名目値)。株式を運用ポートフォリオに組みこんでいるので運用収益は年々の変動が大きいものの、総じて良好な運用結果であると政府は言明している¹⁰⁾。

年金財政計算は従来、5年に1回の間隔で行われていた。1997年の改革により今後は3年に1回の間隔に改められた。直近の財政再計算は2000年12月に行われている。

なおCPPのハンドリング費用は1999年時点において総給付費の1.7%(保険料収入の2.0%)に相当していた。

カナダの公的年金(OAS、GIS、CPP)について2001年時点の給付体系を図示すると図5のようになる。1階部分のOAS(基礎年金)はほぼ普遍的であり、低所得者用にインカム・テストつきのGISが上乘せされているところに特徴がある。一方、所得比例年金CPPの対象賃金上限は相対的に低い。その分、民間の企業年金や個人年金が中高所得者

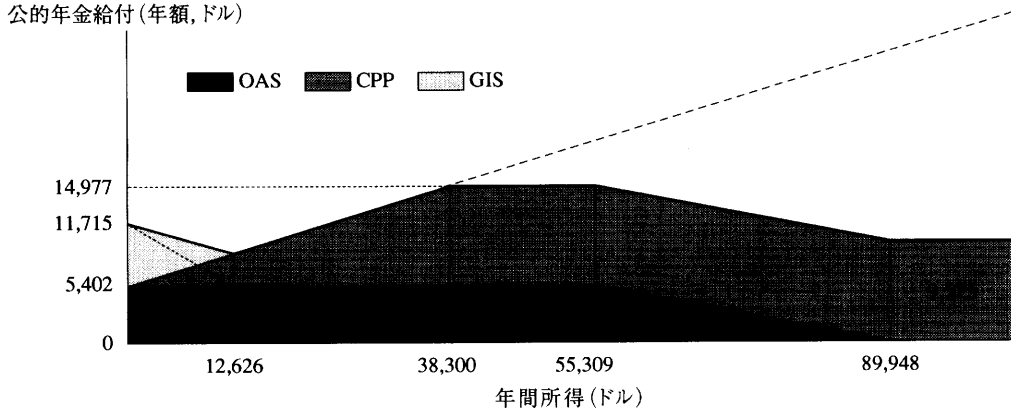


図5 カナダの公的年金給付(単身の場合：2001年)

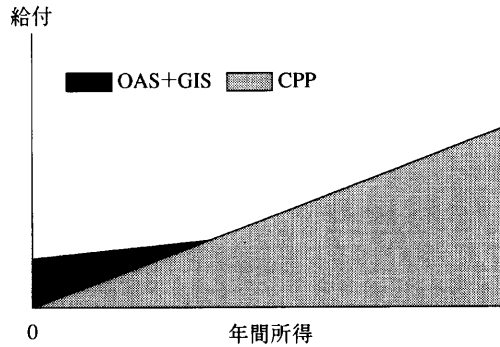


図6 公的年金給付の体系

には広く開かれ、老後所得の重要な柱となることが期待されている。なおOASのインカム・テストはきわめて寛大であり、それによって公的年金給付が減額されているのは高齢者の5%にすぎない。

日本ではカナダの公的年金給付について図6に示したような体系を紹介している向きもある。しかし、それは誤解に基づいており、今回、オタワでインタビュー相手となった方々はいずれも事実を反していると言っていた。

3.3 ステルス改革

限られた時間の中で大改革を進めようとする表向きは“sustainability”（年金財政の安定）確保や保険料負担における「世代間の公平性」が強調

されがちである。これは、どの国も同じであろう。ただ、カナダ政府は1997年改正のさい、きわめて巧妙に、実質的にみかけより負担増となる措置を講じる一方、いくつかの技術的変更により給付の抑制を図った。Battle(2002)は、このような政府の取りくみを“stealth”のようだと形容している。それは湾岸戦争時に世界に紹介された戦闘機の名前（ステルス戦闘機）と同じである。「補足しがたい、こっそりとした」やり方だと主張したいのだろう。日本では、さしずめ「上手にウソをつく」に相当する表現であろうか。

具体的には、まず年金保険料を算定するさいに用いる基礎控除額を年間3500ドルで長期間凍結することにした。もともと、この基礎控除額は毎年、

賃金スライドされ引き上げられてきた。平均賃金のほぼ10分の1とすることが従来、想定されていたのである。今後、賃金が年率で名目4.1%ずつ上昇していくと2030年時点の基礎控除額は822ドル(1997年価格表示)まで実質的に低下していく。30年あまりで4分の1以下になる。

その凍結は、年金保険料賦課ベースの賃金が実質的に年々拡大していくことを意味する一方、従来、控除制度によって利益を受けてきた平均以下の賃金階層(若者や女性が比較的多い)の利益を徐々に薄くしていく性格をもっている。その結果、2030年時点における年金保険料を1.63ポイントだけ低くすることが可能になった。すなわち基礎控除額を従来どおり賃金スライドしていくと2030年時点の保険料を9.9%にとどめることはできず、11.53%まで引き上げなければならなかったはずである。しかし1997年時点において、この点を正確に理解した者は一部の年金専門家を除くと、ほとんどいなかった。

次に老齢年金の場合、新規裁定後はCPIスライドされるが、新規裁定時には過去賃金の読みかえ(再評価)が行われる。再評価率は従来、過去3年間の平均賃金額(より厳密にはCPP保険料賦課対象賃金上限の過去3年間における平均値)に着目して改定されてきた。それを過去5年間の平均賃金額に着目して改定することにした。再評価方法の変更は1998年から行われている。この間、賃金上昇がつづいていたので、再評価率の改善はその分だけ(具体的には1.7ポイントだけ)抑制された。また障害年金の受給要件も厳しくなる一方、障害年金が65歳時点で老齢年金に切りかわるさいの賃金再評価も障害年金の新規裁定時までとなり、65歳までの間はCPIスライドにとどめることになった。さらに障害年金と遺族年金の併給調整も厳しくなり、死亡一時金も最高2500ドルで凍結された。いずれも低賃金の者やその遺族にとって相対的に厳しい給付減額となる。ただ、この点を改

革時点で理解している者も、きわめて少数(専門家だけに)に限られていた。

1997年における改革のさいには基準となる年金受給開始年齢の引き上げ問題(65歳から67歳へ)や、給付建てから掛金建てへの変更も議論された。ただ、双方とも反対論が圧倒的に多かったので、見直しの対象とはならなかった。

またCPP対象賃金の上限を思いきって引き上げることの是非、離婚時や離別時の年金分割(実際の利用例は少ない)を強制適用すること、60歳代後半における失業給付と年金給付の併給調整、などの問題はいずれも先送りされた。

4. 企業年金・個人年金¹¹⁾

カナダには税制適格の企業年金・個人年金がある。企業年金(職域年金込み。以下、単に「企業年金」と記す)として主要なものRPP(Registered Pension Plans)であり、通常、労使双方が掛金を拠出している。1998年時点で給与所得者の41%が加入していたが、そのほぼ半数は公的セクターに勤務する者であった。加入者の87%は給付建て制度の適用を受けているものの、企業規模が小さくなると掛金建ての企業年金を利用するケースが少くない。企業年金加入者の割合は1983年には45%だったので、この間に加入率は低下した。給付建て制度における各種の規制強化がその主たる理由である。女性加入者の割合は男性より低い。未適用となっている非正規労働者の割合が男性より高いためである。RPPは完全積立方式に基づいて財政運営されている。

一方、税制適格の個人年金はRRSP(Registered Retirement Savings Plans)と呼ばれ、掛金建ての制度である。1998年時点で自営業者を含む労働者総数の41%がこの制度に加入していた(男女別では男性が45%、女性が38%であった)。RRSP加入者のうちの半分弱(44%)はRPPにも加入している給与所得者である。RRSPは、もともと自営業者

用に1957年に創設されたが、その後、給与所得者にも門戸が開かれた。事業主が被用者本人のために団体ベースで加入することも認められている。なお個人が複数のRRSPに加入することもできる。

税制適格年金全体として労働者総数の54%がそれに加入している(1998年)。加入率は高所得の者ほど高い。年間収入4万ドル(約330万円強)超になると加入率は80%超となるが、年収2万ドル階層の加入率は50%強にとどまっている。

年収が高いほど税制適格年金への平均拠出額も高い。1998年時点で年間給与が2万ドルの者は平均して給与の7.5%を拠出していた一方、年間給与が7万5000ドルの者は平均して給与の16%を拠出していた。

税制は拠出時と運用時が非課税、給付時が原則課税となっている。掛金建ての場合、給与の18%まで(上限は2001年時点で年間1万3500ドル)が拠出時非課税である。この上限は2005年には1万5500ドルに引き上げられる。他方、給付建ての場合、給付乗率2%(1年加入で給与の2%分が年金給付として支払われる約束を意味している)まで、給付額換算で年間1722ドル(30年加入者の場合、年間5万1660ドル=月額36万円弱)まで拠出時非課税扱いである。

給付建てのRPPと掛金建てのRRSPの双方に加入している場合、全体として給与の18%までが拠出時非課税となる。そのさい給付建てRPPへの拠出分は掛金建て拠出額相当分に換算された金額(pension adjustment)が用いられる¹²⁾。

拠出額が非課税拠出限度額に届かない場合、未利用分は全額が将来に繰り越される。未利用分の将来持ちこみに期限はいつさい付いていない。この点はカナダに特有の制度となっている。

拠出時非課税枠は高所得の者ほどメリットが大きい。個人所得課税においては累進税率が適用されるからである。私的年金の税制優遇措置はこの意味で逆進性が強い。

給付は原則、課税である。ただ、年間1000ドル(約8万4000円弱)までが所得控除の対象になっている。

1998年時点における拠出総額はRPPが169億ドル、RRSPが248億ドル、合計417億ドルであった。その合計額はGDPの4.6%に相当している。積立金の総額もRPPが6444億ドル、RRSPが2412億ドルとなっており、その合計額8856億ドルはGDPの98.1%に到達していた。なお給付支払いはRPPが305億ドル、RRSPが128億ドルであり、合計433億ドル(GDPの4.8%)であった。近年はRRSPの伸びが著しい。

5. 老後所得における年金の役割等

年金が老後の所得源としてどの程度の役割を果たしているかを調べておこう。Statistics Canada(1999)によると、単身者の場合、1997年の中位所得(median)は55～64歳層が2万1500ドル、65～74歳層1万7000ドル、75歳以上1万5100ドルであった。65～74歳層のそれは55～64歳層のほぼ8割弱に相当している。なお65歳以上単身者のうちRRSPから年金給付を受けていたのは12%にすぎなかった。

高齢夫婦世帯(夫婦のうちどちらか、または双方が65歳以上の世帯)の中位所得は1997年時点で3万5600ドル(約300万円)であった。そのうち公的年金給付が33%を占め、収入面における最大の柱となっている。企業年金・個人年金からの収入は26%(所得合計に占める割合)、賃金20%、投資収益(年金以外)13%、その他7%であった。

公的年金の重みは所得の多寡によって異なる。退職前所得が1万5000ドル前後の場合、公的年金給付はその8割以上となっており、所得代替率はかなり高い。退職前所得が3万ドル前後になっても公的年金による所得代替率は70%弱であり、所得の安定という目的は公的年金によってほぼ達成されている(夫婦世帯の場合)。他方、退職前所得

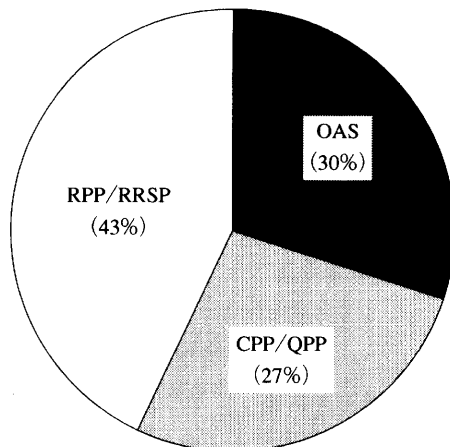


図7 年金給付の内訳(60歳以上：1998年)

が6万ドル(あるいは9万ドル)の場合、公的年金給付はその30%(あるいは20%)程度にすぎない。中高所得者は企業年金や個人年金で所得安定のための財源を補っている。

60歳以上の人が受給している年金給付は図7のとおりである(1998年)。公的年金は57%(OAS・GISが30%、CPPが27%)、私的年金が43%を占めていた。日本と比べると、カナダの方が私的年金のウェートが高いようである。

2002年における公的年金給付は1階部分(OAS/GIS/SPA)が260億ドル、2階部分(CPP/QPP)が209億ドルと見込まれており、それぞれGDPの2.5%、2.0%(合計4.5%)に相当している。日本の公的年金給付は2002年度において約45兆円(GDPのほぼ9%)と推計されているので、公的年金給付のウェートは日本の方が断然、大きい。

注

1) 本稿の基礎となった研究に対して文部科学省科学研究費補助金(特定領域研究「世代間利害調整」:課題番号12123202および12123204)および加日社会政策研究円卓会議と連携して実施された厚生科学研究費補助金(政策科学推進研究事業(H12-政策-004))から研究助成を受けた。本稿は2001年12月にオタワで行われたインタビューに依るところが少なくない。インタビューにご協力下さったKen Battle氏(Caledon Institute of Social Policy), Edward Tamagno氏

(Human Resources Development Canada), Suzan Kalinowski 女史, Stephane Jette 氏, Ian Pomroy 氏(いずれも Ministry of Finance, Canada)に心よりお礼申し上げる次第である。また上記インタビューは、在日カナダ大使館のBernadette St-Jean 女史および国立社会保障・人口問題研究所の金子能宏氏と宮里尚三氏のご協力・ご支援によって可能となった。記して謝意を表したい。

2) カナダ政府は情報公開という点にかぎり世界の最先端にあり、最も積極的である。本稿の記述も以下のwebsiteを参考にした部分が少なくない。

<http://www.hrhc-drhc.gc.ca>

<http://www.fin.gc.ca>

<http://www.ncwcnbes.net>

<http://www.statcan.ca>

<http://www.osfi-bsif.gc.ca/eng/office/actuarialreports/index.asp>

なおカナダの年金制度に関する優れた解説に村上(1989)、丸山(1999)がある。

3) 2002年4月30日時点で1カナダ・ドルは83.56円であった。

4) 夫婦合計のGISは単身者用のGISの2倍とはなっていない(約1.3倍)。世帯には「規模の経済」が考えられているからである。ただ、そのような仕組みは偽装離婚を誘発するおそれがある。

5) 現行制度(1階部分)の抜本的改革案(Seniors Benefitへの衣替え)は、インカム・テストをすべて世帯単位に変更し、給付はすべて非課税とする案であったが、1998年に政府はその改革案を撤回した。その顛末はBattle(2002)に詳しく記述されている。

6) 他方、CPPの給付を計算するさいにはMAX以下のPEがそのまま給付計算ベースとして用いられる。そ

のさいMINは控除されない。拠出時と給付時の賃金ベースが異なることによりMAX(平均賃金)以下の賃金労働者はMAX以上の賃金労働者より年金制度上、有利な扱いをうけている。

- 7) 日本の厚生年金はカナダのCPPと違って定額の保険料控除がない。日本の場合、

$$C = t \times [(MIN) + (AE) - (MIN)] \\ = t \times (MIN) + t \times [(AE) - (MIN)]$$

と書くこともできる。すなわち厚生年金の保険料は定額部分(右辺第1項)と賃金比例部分(右辺第2項)によって構成されていると考えることも可能である。

- 8) 所得比例年金(CPP)の最高給付額は日本の厚生年金のその37%にすぎず、公的年金としては相対的に低目である。
- 9) 地方債の運用利回りはCPPIBによる民間市場での運用利回り(平均で年7.25%)より若干、低い。このためCPPの積立金全体としての運用利回りは長期的に年6.8%(実質3.8%)になると想定されている。
- 10) CPPのInvestment BoardについてはTamagno(2001)が詳細に論じている。
- 11) 以下の記述はDepartment of Finance, Canada(2001)に依拠している。
- 12) 加入期間が1年間伸びたことによって増えた給付建て年金給付月額に9を乗じ、600ドルを控除した金額がpension adjustmentとして用いられる。

参考文献

丸山桂 1999「年金制度」城戸喜子・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障③ カナダ』第6章, 東京大学出

版会

村上清 1989「年金制度」社会保障研究所編『カナダの社会保障』東京大学出版会

Battle, K. 2002. "Sustaining Public Pensions in Canada: a Tale of Two Reforms," DP, 一橋大学経済研究所「世代間利害調整」プロジェクト, 4月

CPP Investment Board. 2001. *Annual Report 2001*, CPPIB.

Department of Finance, Canada. 2001. "Overview of Canadian System of Tax Assistance for Retirement Saving," mimeo.

Finance Canada. 1997. "The Canada Pension Plan: Securing Its Future for All Canadians," *News Release*, 97-083, FC.

Government of Canada. 1997. *Securing Canada's Retirement Income System*.

Human Resources Development Canada. 2001. *Old Age Security*, HRDC.

———. 2001. *2001-2002 Estimates*, HRDC.

———. 2001. *Canada Pension Plan*, HRDC.

National Council of Welfare, Canada. 1999. *A Pension Primer*, NCWC.

Office of the Chief Actuary. 2000. *The 18th Actuarial Report on the CPP*, Office of the Superintendent of Financial Institutions.

Statistics Canada. 1999. "Seniors Income," *The Daily*, 5 August.

Tamagno, E. 2001. "Investing Social Security Fund: Principles and Considerations," Caledon Institute of Social Policy.

(たかやま・のりゆき 一橋大学経済研究所教授)